

令和 7 年 6 月定例会

総務政策常任委員会会議録

令和 7 年 6 月18日～19日

場 所 第2委員会室

令和7年6月18日(水曜日)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)
- 議案第2号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第6号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 工事請負契約の変更について
- 議案第15号 宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 請願第16号 「選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求める意見書」の提出を求める請願
- 報告事項
 - ・令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
 - ・損害賠償額を定めたことについて
- その他報告事項
 - ・宮崎県総合計画の改定について
 - ・宮崎カーフェリー株式会社の令和6年度輸送実績について
 - ・宮崎県過疎地域持続的発展方針の改定について
 - ・令和6年度移住実績について
 - ・宮崎県消費者基本計画(仮称)の策定について

- ・次期指定管理候補者の選定について
- ・みやざき行財政改革プラン(第四期)の取組状況について
- ・宮崎県東京学生寮の次期指定管理候補者の選定について
- ・宮崎国スポ・障スポ開催までのスケジュール等について

○閉会中の継続審査について

出席委員(8人)

委 員 長	佐 藤 雅 洋
副 委 員 長	齊 藤 了 介
委 員	外 山 衛
委 員	後 藤 哲 朗
委 員	武 田 浩 一
委 員	山 内 い っ と く
委 員	今 村 光 雄
委 員	松 本 哲 也

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務政策部

総 合 政 策 部 長	川 北 正 文
政 策 調 整 監	大 東 収
県参事兼総合政策部次長 (政策推進担当)	佐 野 晃 浩
総 合 政 策 部 次 長 (県民生活担当)	長 友 修 一
部参事兼総合政策課長	中 村 智 洋
広域連携推進課長	酒 匂 晋 也
秘 書 広 報 課 長	佐 藤 純 一 郎
広 報 戦 略 室 長	小 山 圭 一
統 計 調 査 課 長	芝 吹 政 明
総 合 交 通 課 長	松 田 隆
中山間・地域政策課長	濱 川 哲 一

産業政策課長	川崎智子
デジタル推進課長	福崎寿
生活・協働・男女参画課長	森山紀子
交通・地域安全対策監	坂元敏彦
女性活躍推進室長	前田直彦
みやざき文化振興課長	松元弘樹
人権同和対策課長	大迫義彦

総務部

総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
総務部次長 (総務・市町村担当)	那須隆輝
総務部次長 (財務担当)	児玉洋一
危機管理局長 兼危機管理課長	中尾慶一郎
総務課長	福島久大
人事課長	伊東浩
行政改革推進室長	宮崎智美
財政課長	池田幸優
財産総合管理課長	廣池修次
営繕課長	下温湯盛久
設備室長	原田徹
税務課長	鎌田正
市町村課長	池北斉
総務事務センター課長	後藤道洋
消防保安課長	羽田貴一

宮崎国スポ・障スポ局

宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
宮崎国スポ・障スポ局次長 (総括)兼総務企画課長	長倉正朋
宮崎国スポ・障スポ局次長 (競技担当)	若林繁幸
競技・式典課長	橋倉篤寿
施設調整課長	財部孝志

障スポ大会課長	駒路美保
競技力向上推進課長	横山美和

事務局職員出席者

議事課主査	岩下恵美
政策調査課主査	藤原諒也

○佐藤委員長　ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長　それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○佐藤委員長　委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、総合政策部長の概要説明を求めます。

○川北総合政策部長　議案等の説明に入ります前に、まずおわびを申し上げます。

今月10日に、住居侵入及び窃盗容疑で当部職員が現行犯逮捕されるという事案が発生いたしました。

職員の服務保持につきましては、日頃から公私にわたって厳しく指導を行っているところでございますが、このような事案が発生いたしましたことは誠に遺憾でございます。県政及び県職員に対する信頼を損なう事態となりましたことにつきまして、心から深くおわびを申し上げます。

現在、捜査が続いておりますが、今後引き続

き事実関係を確認し、容疑事実が確認された場合、厳正に対処いたしますとともに、職員に対しましてはこうした事案が二度と発生いたしませんよう、服務規律の保持及び綱紀粛正の徹底に努めてまいります。

次に、お礼を申し上げます。

先月20日、21日に行われました国に対する「みやぎきの提案・要望」につきましては、外山議長にも同行いただきました。誠にありがとうございました。

今後も国の令和8年度予算編成に向けまして、引き続きしっかりと本県の声を国に届けてまいります。

また、先月23日に行われました2028年のユネスコ登録を目指します「神楽」総決起大会につきましては、佐藤委員長にも御出席をいただきました。誠にありがとうございます。

神楽のユネスコ登録に向けまして、県の関係部局一丸となりまして取り組んでまいります。引き続き御支援どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今回の委員会で御審議をいただきます議案等につきまして、概要を御説明させていただきます。

お手元の総務政策常任委員会資料2ページをお願いいたします。

目次でございます。

今回、総務政策常任委員会で当部からお願いをしております議案は、議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算案について」の1件でございます。

資料の3ページを御覧ください。

総合政策部の令和7年度6月補正予算案でございます。表の上の段にあります一般会計の右下の合計欄の補正額を御覧ください。

今回お願いしておりますのは、合計で2億

3,862万3,000円の増額補正であります。これは、後ほど担当課長より御説明いたしますけれども、国勢調査のための国庫交付金の配分増によるもの、また県立芸術劇場大規模改修事業費及び私立高等学校等就学支援金の増額による補正であります。

2ページの目次にお戻りください。

Ⅱの報告事項でございます。

令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書につきまして、後ほど総合政策課長から報告させていただきます。

最後に、Ⅲのその他報告事項であります。今回、「宮崎県総合計画の改定について」、「宮崎カーフェリー株式会社の令和6年度輸送実績について」ほか4件を報告させていただきます。これにつきましても、後ほど担当課長より御説明を申し上げます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○芝吹統計調査課長 統計調査課の補正予算案について御説明いたします。

総務政策常任会資料の4ページを御覧ください。

統計調査課の補正額は、左から3列目の補正額の欄に記載してありますとおり2,619万5,000円の増額でございます。これにより補正後の額は右から3列目の欄ですが、9億3,206万5,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。

5ページを御覧ください。

(事項) 国勢調査費2,619万5,000円の増額でございます。これは、本年10月1日現在を調査

期日として実施する国勢調査に要する経費でございます。

補正の理由といたしましては、国庫委託金の交付決定において、調査票の配布や回収などの調査活動を行う国勢調査員及びその調査員の指導を行う国勢調査指導員の報酬単価や、調査事務を補助する会計年度任用職員の報酬などの人件費が、当初の見込みよりも増額されたことに伴い、所要額を補正するものでございます。

なお、この事業内容につきましては、当初と変更はございません。

○松元みやざき文化振興課長 みやざき文化振興課の補正予算案について御説明いたします。

資料の6ページを御覧ください。

みやざき文化振興課の補正予算につきましては、左から3列目の補正額にありますとおり、2億1,242万8,000円の増額補正をお願いしております。

補正後の額につきましては、右から3列目の95億8,040万4,000円となっております。

補正の内容につきましては、7ページを御覧ください。

(事項) 県立芸術劇場費の県立芸術劇場大規模改修事業費、次の段の(事項) 私学振興費の就学支援金についてでございます。

それぞれの詳細は、8～9ページの資料で御説明いたします。

8ページを御覧ください。

初めに、県立芸術劇場大規模改修事業費についてであります。補正額は2,039万8,000円で、財源は一般財源であります。この事業は、事業の目的にありますとおり、県立芸術劇場は平成5年の開館から30年以上が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいることから、施設等を順次更新し、施設の長寿命化及び利用者の利便性向上を図り、県民の継続的な芸術文化活動を促進

するものです。

事業の概要でございますが、(1) 事業内容につきましては、県立芸術劇場1階のカフェ区画について、経年劣化等が見られるホールや厨房の床や壁の補修、排水設備の更新、カフェ内トイレの改修などを行うものです。

次に、(2) 事業の仕組みといたしましては、当該施設の指定管理者として管理運営を行っている公益財団法人宮崎県立芸術劇場に委託するものです。最後に、事業の期間は令和7年度の単年度であります。

続いて、9ページをお願いいたします。

私立高等学校等就学支援金についてであります。補正額は1億9,203万円で、財源は全額国庫によるものであります。この事業は、事業の目的にありますとおり、高等学校等の授業料に充てるための就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するものであります。

今回、事業の概要の(1) 事業内容にありますとおり、既存の制度に加え、現在、所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の高校生等を対象に、年額上限11万8,800円を授業料相当の教育費として支援するものであり、右側の支援のイメージにありますとおり、令和7年度当初予算で実施している高校生や専攻科に通う生徒への授業料支援に加え、今回の補正により、追加で約1,600人に対して支援を実施する予定としております。

最後に、(2) 事業の仕組みにつきましては、県からの補助を学校が代理受領し、学校が授業料についての相殺等の処理を行うものであります。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。議案について質疑はございませんか。

○山内委員 資料8ページの県立芸術劇場大規

模改修事業費についてなんですが、施設等がもう30年以上経過して老朽化が進んでいるため、施設を順次更新していくということで、いろいろなところの問題点が出てくると思いますが、今後の見通しとして、どこを幾らぐらい改修していくという計画が立っているのかどうか教えてください。

○松元みやざき文化振興課長 改修につきましては、昨年度まで1年半にわたり大規模改修工事を行いまして、これによって内部の見えない部分ではありますけれども、耐震補強を行ったりとか、外壁の修繕等を行ったところでございます。

直近の令和7年度では、今回補正でお願いするカフェの事業に加えて、資料の8ページにも記載しておりますが、電話交換機の設備改修工事、空調設備設計等を行うようにしております。

令和8年度以降につきましては、この空調設備の設計を行った後に、工事を実施するという形になっておりまして、額のほうは、これから空調の実設計をするということで、現在まだ金額が固まっております。また、バックヤードのエレベーターの改修を行う予定にしております。こちらのほうもまだ金額は固まっておりますので、これからまたその部分はしっかりと積算して、予算の要求をお願いしていきたいと思っております。

○山内委員 金額に関しては、これから積算していくということですが、今出たのはバックヤードのエレベーターということですが、ほかにも改修しないといけない場所はどれぐらいめどを立てているのでしょうか。

○松元みやざき文化振興課長 規模の大きな改修というのは、それで一旦区切りがつくかなと思っております。あとは、毎年やっている軽微

な修繕は出てくるとは思いますが、多額の予算を使ってやる工事については、それで一旦のめどがつくという計画でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○中村総合政策課長 資料の10ページを御覧ください。

総合政策部の令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

これは、令和6年度から本年度への繰越額が確定したことに伴い、今回、御報告を行うものであります。

総合政策部の該当事業は、1段目、事業名の欄の「交通・物流事業者燃料高騰等対策事業」から、次の11ページ、4段目、「私立学校生徒寮食緊急支援事業」までの11事業、繰越額は合計で4億7,913万8,000円となっております。繰越理由は、表の右にありますとおり、主に国の補正予算の関係により、事業実施期間が不足することなどによるものであります。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。報告事項についての質疑はございませんか。

○松本委員 資料10ページの一番下の水力発電の関係なんですけれども、事業主体において事業が繰越しとなることによるものとありますが、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 これは、事業名のところに「水力発電施設周辺地域対策事業」とございますけれども、いわゆる電源立地地域対策交付金といわれるものでして、発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備等を推進することで、地域住民の福祉の向上を図って、

発電用施設の設置とか、運転の円滑化を図ることを目的に、市町村に対して交付される交付金でございます。

これにつきまして、県内の場合は全て水力発電施設になるんですけれども、施設のある市町村において、この交付金を活用して実施しております。そのうち椎葉村においてもこの事業を活用しているんですが、椎葉村においては昨年度この交付金事業を活用しまして、村営バスの車両を購入するという事業を実施することとしておりました。

ただ、半導体の世界的需要増に伴う半導体供給遅延のために、そのバスの車両の製造に遅れが生じまして、年度中に納品ができなくなったということでございます。これにつきまして、国の所管である九州経済産業局に相談いたしまして、繰越しの承認について九州経済産業局から福岡財務支局に協議を行って、繰越しの承認をいただいて、椎葉村に令和7年度への事業の延長指示を行ったということです。これについては今年度5月に全て事業が完了したことを確認しております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は説明終了後をお願いいたします。

○中村総合政策課長 資料の12ページを御覧ください。

宮崎県総合計画の改定について御説明いたします。

1の改定の趣旨について、現行の「宮崎県総合計画2023」は、右の概念図の上側、令和22年を展望した長期ビジョンと、同じく概念図の下側のほうになりますけれども、長期ビジョンに

基づく4年間の実行計画となるアクションプランで構成されております。

このうち、現行のアクションプランにつきましては、左側の改定のイメージを御覧いただけますけれども、こちらの下のほうにありますが、来年度で計画期間が終了いたしますので、新たに次期プランを策定する必要があります。

また、長期ビジョンにつきましても、令和4年度策定後、少子化・人口減少の加速化など社会情勢が大きく変化しておりますことから、所要の見直しが必要と考えております。

資料の13ページを御覧ください。

次に、2の改定の方法ですが、(1)の外部有識者等で構成される総合計画審議会での審議をはじめ、(2)基礎調査や(3)地域別市町村会議のほか、(4)若者・女性との意見交換を実施するなど、様々な視点から調査・検討を重ねながら改定を行ってまいります。

最後に、3の改定スケジュールにつきまして、今後、具体的な作業を進めまして、来年1月以降、常任委員会において長期ビジョンの見直し経過等を報告させていただき、県議会への議案の提出といたしましては、令和8年度以降を予定しますとともに、長期ビジョンの策定後、アクションプランの策定も進めてまいりたいと考えております。

○松田総合交通課長 宮崎カーフェリーの令和6年度の輸送実績について御報告いたします。

資料14ページをお開きください。

令和6年度につきましては、経済の回復基調に伴う需要の高まりに加え、物流の2024年問題対応のため、トラック運送事業者において海上輸送へのモーダルシフトが進められたことなどにより、貨物・旅客の輸送量は前年度から増加をしております。

左下の青色のグラフを御覧ください。

令和6年度の貨物輸送量は、トラック7万4,504台となっており、前年度比でプラス5,428台、107.9%となっております。コロナ禍前の令和元年度との比較におきましては、112.3%となっており、昨年度に続き、コロナ禍前を超える実績となりました。

貨物量増加の背景といたしましては、トラックの積載台数が旧船時代の130台から新船では163台に増加したことも寄与しております。

宮崎カーフェリーによりますと、130台を超えてトラックが乗船したのは、延べ211便で、旧船であれば輸送できなかった5,229台分のトラックを取り込むことができたと同っております。

次に、右下のオレンジ色のグラフを御覧ください。

トラックドライバーを除く令和6年度の一般旅客ですが、13万5,168人となっており、前年度比でプラス1万1,126人、109%となっております。令和元年度との比較におきましては102.2%となっており、コロナ禍前を超えるところまで回復してきております。

旅客定員につきまして、新船では個室を増加させたことに伴い、690人から576人へと減少しており、そのうち一般旅客定員も582人から466人となっておりますが、先ほど申し上げましたとおり、利用者は逆に増加しており、利用者のニーズに対応することで、着実にその取り込みが図られている状況です。

また、宮崎カーフェリーからは、本年度の4～5月も貨物、旅客ともに前年を上回る堅調な輸送実績であると伺っております。このように、輸送実績は堅調な状況ではありますが、燃料価格の動向など宮崎カーフェリーを取り巻く経営環境は先行き不透明な状況にございます。

このため、同社におきましては、貨物の利用

台数の拡大に向け、需要の少ない金、土、日の週末便や下り便の営業を強化するほか、旅客においても大阪・関西万博への訪問客の取り込みを進めていくこととしております。

県としましても、下り荷の確保やフェリーの魅力向上に対する取組などに支援を行っており、引き続き関係機関一体となってカーフェリーの利用促進に取り組んでまいります。

なお、令和6年度における宮崎カーフェリーの決算につきましては、6月下旬の株主総会において明らかになりますため、その内容を7月の当委員会において報告させていただく予定としております。

○濱川中山間・地域政策課長 委員会資料の15ページを御覧ください。

宮崎県過疎地域持続的発展方針の改定について御説明いたします。

まず、1、方針の位置づけ等であります。

令和3年4月に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法が10年間の時限立法として施行されており、この法律の規定に基づき、県は過疎地域の持続的発展のための基本的な方向を示す「宮崎県過疎地域持続的発展方針」を策定しております。

令和3～7年度の5年間の方針であります。

県が定めるこの方針に基づき、県及び市町村はそれぞれ過疎地域持続的発展計画を定めることができまして、これら過疎計画に基づく取組は、過疎対策事業債を中心とした各種支援措置の対象となります。

次に、2、改定の趣旨であります。令和3年に方針を策定してから4年が経過する中で、過疎地域を取り巻く現状は変化していることから、これらの現状を踏まえつつ、今後5年間に取り組むべき内容へと改定するものであります。

なお、方針改定に当たりましては、令和5年度に改定いたしました宮崎県中山間地域振興計画と整合を図ることとしております。

3、今後のスケジュールであります。現在、方針（案）を取りまとめ中であり、今月下旬をめどにパブリックコメントを実施予定としております。

その後、7月には方針に関して国との協議を行い、県方針の内容が定まりましたら、県過疎計画案を取りまとめ、11月定例会において御報告させていただく予定であります。

参考としまして、16ページに新過疎法の対象地域を、また17ページに方針の概要を記載しております。

過疎地域持続的発展方針についての説明は以上であります。

続きまして、委員会資料の18ページを御覧ください。

令和6年度の移住実績についてであります。

1、移住実績についてですが、県及び市町村が移住施策により把握した移住世帯について、世帯数と人数の両方の統計を取り始めた平成27年度以降の推移を示しており、グラフの青色が移住世帯、オレンジ色が移住者の数となっております。

令和6年度の県全体の実績は、グラフの一番右側のとおり、世帯数が1,460世帯、人数が2,871人であり、過去最高であった令和5年度と比較すると減少したものの、過去2番目に多くなっております。

令和5年度から減少した要因につきましては、令和5年度の移住世帯が大幅に増加した都城市において、市独自の給付金制度の見直しが行われたことによる影響や、全国的にコロナ禍で一時的に減速していた東京圏への転入超過が再び加速していること、企業においてテレワークが

定着する一方で、フルリモートワークが減少し、テレワークと出社を組み合わせた働き方へと変化していること等によるものと考えております。なお、一番下の米印に記載しておりますとおり、本県では移住の定義を「本人や家族の意思に基づき、定住することを目的に、県外から県内に生活の拠点を移すこと」としており、勤務先の都合による転勤や進学による転入は除いております。

次に、19ページを御覧ください。

令和6年度の移住実績の年代別内訳と居住前居住地の地域別内訳を表しております。左側の円グラフが年代別内訳ですが、年代別での移住世帯数は30代が447世帯と最も多く、次いで20代の397世帯、その次が40代の272世帯となっております。

右側の円グラフが移住前居住地の地域別内訳ですが、九州・沖縄地方からの移住が569世帯と最も多く、次いで関東地方の467世帯、その次が近畿地方の216世帯となっております。令和5年度と同様に、九州・沖縄地方からの移住が多く、その内訳は福岡県からの移住が最も多く、次いで鹿児島県、熊本県の順となっております。

次に、20ページを御覧ください。

令和4～6年度の移住世帯の市町村別内訳を表しております。太枠の令和6年度の欄を御覧いただきますと、都城市が752世帯と最も多く、次いで宮崎市の314世帯その次が延岡市の131世帯となっております。

令和5年度の実績から増減のあった主な市町村についてですが、延岡市の増加につきましては、市独自で移住支援金の対象地域を拡大していること、高千穂町につきましては、移住者の住まいとなる空き家が提供できたことなどによるものであります。

一方で、移住世帯数が減少している市町村に

つきましては、コロナ禍で増えていたテレワークが減少していること、相談はあるものの仕事や住居のマッチングがうまくいかなかったことなどが影響しているとのことであります。

以上が、令和6年度の移住実績となりますが、今後とも、本県の魅力を発信して移住促進に取り組むとともに、市町村と連携しながら、定着に向けた取組にも力を入れてまいります。

○森山生活・協働・男女参画課長 宮崎県消費者基本計画（仮称）の策定について説明いたします。

資料の21ページを御覧ください。

まず、1、策定の趣旨ですが、県では平成27年に宮崎県消費者教育推進計画を策定し、消費者教育をはじめとする各種施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、消費者をめぐる社会経済情勢の変化に伴い、消費者トラブルが複雑化・多様化し、それに伴う新たな課題に適切に対応していく必要がありますことから、これまでの消費者教育推進計画を継承・包含した消費者施策全般を推進するための計画を新たに策定するものでございます。

次に、2の計画の概要ですが、計画の期間は令和8～12年度の5年間、計画の基本的な考え方としまして、県民が安心して豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向け、県が目指す方向性を示すとともに、その取組を整理し、市町村と連携・協働しながら、消費者行政を総合的かつ一体的に推進してまいります。

22ページを御覧ください。

3の現状と課題についてでございます。

（1）消費者を取り巻く環境の変化ですが、デジタル化の進展と取引環境の複雑化・多様化、高齢化の進行や成年年齢の引下げ、また消費者の心理につけ込んだ悪質商法等が懸念されます

自然災害の激甚化や多発化等、消費者を取り巻く環境は大きく変化してきております。

（2）の本県における消費生活の現状ですが、①消費生活の相談の傾向になります。県内の相談件数は近年約1万件で推移しており、右の円グラフにもありますとおり、相談全体に占める60歳以上からの相談が約45%を占めております。

また、②の令和6年度に実施した消費生活に関する県民の意識調査によりますと、右下の棒グラフの赤枠にございますとおり、トラブルを経験したと回答しました県民の約60%がインターネット通販やSNS広告など、インターネット関連の消費者トラブルであり、その手口や対処法についての情報提供や相談対応の充実が必要となってきております。

次に4、計画の主な内容ですが、これまで説明しました計画の基本的な考え方や消費者を取り巻く現状と課題に加えて、施策の方向性や具体的な取組内容、計画の推進体制等を盛り込むこととしております。

23ページを御覧ください。

5、今後のスケジュールについてです。

今後、宮崎県消費生活対策審議会への諮問や、市町村・関係機関との意見交換、パブリックコメントなどを経まして、今年度中に計画を策定する予定としております。

その進捗状況につきましては、適宜、本委員会において御説明させていただく予定です。

○松元みやざき文化振興課長 県立芸術劇場の次期指定管理候補者の選定について御説明いたします。

資料の24ページを御覧ください。

県立芸術劇場につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、現行の第4期指定期間が今年度までとなっておりますことから、第5期指定管理候補者の選定手続を行

うものであります。

まず、1、現在の管理運営状況についてであります。(1)施設の概要ですが、県立芸術劇場は県民文化の拠点として設置されており、現在の指定管理者は公益財団法人宮崎県立芸術劇場、指定期間は令和3年4月1日～令和8年3月31日の5年間となっております。

次に、(2)施設利用状況についてであります。令和5～6年度は、令和5年8月から実施した大規模改修工事に伴う休館のため、利用者数及び貸館収入が大幅に減少しておりますが、ホール及び練習室の稼働率については大きな変動はございません。

なお、令和6年度のホール稼働率が100%になっておりますのは、3月28日に開催したリニューアルオープン記念式典の1日のみが稼働日だったことによるものであります。

次に、(3)施設収支状況についてであります。令和6年度は収入が5億7,545万円、支出が5億9,278万5,000円となっております。こちらは、令和4年度はコロナ対策に伴う支出の増加と、入場料収入の減少等により、令和5年度、令和6年度は休館に伴う利用料金の収入減少により、単年度の収支が赤字となっているものです。

25ページを御覧ください。

(4)利便性やサービス向上、利用者増の取組については、キャッシュレス決済の導入などのほか、多様なジャンルや幅広い世代が楽しめる公演の実施等に取り組んでいるところでございます。

以上を踏まえ、(5)評価といたしましては、稼働率は順調に推移しており、またコーディネーターのホール担当制によるきめ細やかなサービスの提供、さらには県内各市の公立文化施設と連携した事業などにより、積極的に取り

組んでおりますことから指定管理業務は適正に実施されていると評価しているところであります。

続きまして、2、次期の募集方針についてであります。

まず、(1)業務の範囲や(2)指定期間の5年間というのは、これまでと変更はございません。

次に、(3)基準価格につきましては、年額5億3,401万円、5年間の総額で26億7,005万円であります。

今期と比較し年額4,817万5,000円の増額となりますが、これは人件費の見直しや物価高騰などによるものであります。

次に、(4)募集概要ですが、募集期間は7月3日～9月4日とし、広報は県公報、県ホームページ等により周知する予定としております。

26ページを御覧ください。

(5)選定につきまして、①の表に審査の流れを記載しておりますが、9月中旬の書類審査後、②に記載しております外部委員で構成される選定委員会での審査、③の総合政策部長を議長とする選定会議での確認を経て、次期指定管理候補者を選定することとしております。

次に、(6)選定基準についてであります。①～④の全庁的な基準に加え、⑤宮崎国際音楽祭、⑥県民文化振興事業に関する基準を設けております。具体的には、次の27ページに記載のとおり、選定基準ごとに審査項目と配点を設けております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。その他報告事項についての質疑はありませんか。

○武田委員 県立芸術劇場の次期指定管理なんですが、これは前回は何者ぐらい来られたんでしょうか。

○松元みやざき文化振興課長 前回も公募という形をとりましたが、公益財団法人宮崎県立芸術劇場1者のみでございました。

○武田委員 これは、施設の公益性を考えた場合、なかなか難しいのかもしれませんが、指定管理者を入れるということは、民間の活力を入れるということで、経費削減も兼ねていると思うんです。

令和4年度の決算以降、今回改修工事も入って、ずっとマイナスが続いていますが、今後黒字化する可能性があるのかなというのが一つと、令和4年度にマイナス4,300万円の赤字が出ていて、今回が年額4,800万円上がっているというのを見ると、先ほど人件費とかいろいろ物価高騰対策のために上がっているという説明でしたけれども、これをうがった見方をすると、前回のマイナス分を勘案しながらこういう数字になったのではないかという見方もできると思うんです。そこら辺りはどうでしょうか。

○松元みやざき文化振興課長 まず、募集につきましては、我々も積極的に募集をかけているところでございますが、やはりこの芸術劇場の運営の特殊性というのがあります。第1回目の選定につきましては2者あったということですが、それ以降は公益財団法人宮崎県立芸術劇場1者のみという状況でございます。

こちらにつきましては、我々も広報についてより力を入れて、可能性のあるところに積極的に手を挙げていただきたいと思います。それによって、やはり県民サービスの向上や施設の利便性につながると思っておりますので、そこはしっかりと力を入れていきたいと思っております。

次に、収支関係でございますけれども、まず令和4年度に4,300万円余の赤字というところでございますが、これはまず令和2～4年度にか

けてコロナ対策として座席の両脇を開けていたため、座席数の約2分の1しか稼働していなかったという事情がございます。

あと、事業費のところでは6億円余となっておりますけれども、これは音楽祭において東京からの合唱団、非常に多くの人数を招聘したことで、事業費がかさんだところでございます。

また、令和5年度、6年度、こちらにつきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、大規模改修により練習室やホールそのものも使えないといった状況がございまして、基本的にフルオープンだった令和4年度と比較しますと、この利用料金等が令和5年度でいいますと1億5,000万円余、令和6年度が1億6,500万円余の減になっておりますので、それを仮に大規模改修工事がなかったと仮定した場合、単純計算ではありますが、それをプラスすると十分に、この赤字の分は補填できるというところでございます。令和7年度がどのような状況になるかというのは、これからの部分もございしますが、今回増額した分は、あくまでも人件費だとか物価高騰によるものというところで算定しているところでございます。

○武田委員 4,800万円の詳細の中身は分からないので、ここで議論はできないところでありますが、指定管理者制度を使う上で、1者というのは、やっぱり問題だと思うんです。前回も1者で今回も1者となると、今、日本の民間の大手企業は軒並み黒字を、過去最高益を出していますので、芸術劇場という形の中で、本当の純粋な民間企業がいいのかどうかは別として、日本全体に働きかけをすれば、貢献という形で手を挙げてくれる大手企業もいらっしゃるのではないかという気もしています。少し頑張っていて、終わってみたら、やっぱり1者でしたとか2者でしたということがないように、

問合せでも10～20者来ましたという答えが、今後いただけるとありがたいと思っていますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○松元みやざき文化振興課長 そこは委員がおっしゃるとおり、しっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

○山内委員 移住政策について伺います。

2点あるんですが、まず1点目です。

移住実績について、市町村が公表されている移住者数とか世帯数と、その数値が若干違うように思うんです。それは先ほどの定義の説明で、転勤による転入とか除きますよというのがあったので、その分なのかなと推測されるんですけども、市町村と県でその定義が違う理由というのは何かあるんでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 移住実績としてカウントする定義かと思いますが、これについては、私どもに報告いただくときは、県への報告基準は決まっているので、市町村ごとの違いというのはないんですが、例えば市町村単独で公表される数字——都城市でいうと、令和6年で1,000世帯、1,120世帯だったかと思うんですけども、これは、都城市外からの移住者ということで、県内のほかの市町村から都城市に移住された方も含まれているというような数字で、まずその辺りで、どこまでを移住者とするのかという定義があるかと思います。

それから都城市は、その1,120世帯の中で県外からの移住者は718世帯と発表されているかと思うんですけども、それに加えて、都城市の移住窓口は経由していないが、例えば県の宮崎ひなた暮らしUIJターセンタで相談があつて、結果的に都城市に移住されたという方は、都城市の発表には数字が上がってこないけれども、県としての窓口を経由した実績として

上がってくるということで、そういった世帯もプラスで加わってくるため違ってくることは考えられます。

○山内委員 2点目なんですけれども、今回、令和6年度は都城市の影響で下がってきているという話もありましたが、その都城市の今までの移住者分を引くと、もう令和5年度をピークに下降傾向になっているのではないかと思います。今、これだけを見ると、まだ移住者数が増えているような状況に見られるんですけども、都城市の分を全部抜いてしまうと、実際、移住者数が高止まりして下降傾向なのではないかと思うんですが、どう分析されていますか。

○濱川中山間・地域政策課長 これについては、先ほど説明でも申し上げましたとおり、統計の際、人口の集中といった傾向があつたりというところが原因としてあると思うんですけども、ただそうであれば、宮崎県だけの傾向ではなくて、恐らく他県においても同様の傾向が見られるはずですので、そういったところも見据えながら、本当にその辺りが原因なのかというところは、今後も突き詰めていく必要があると思います。

この移住の取組は非常に市町村も精力的に取り組んでいただいているんですけども、やはり課題として見えてきたのが、人口の少ない市町村等に移住したいんだけど、受け入れる住居がないといった声は、やはり多く聞きますので、そういった住居を確保するために空き家を活用する方策を展開していくことで、移住のニーズに応えたりですとか、あるいは今年度は、特に県の子ども・若者プロジェクトの一環として、社会減対策の強化というところに力を入れて取り組めますけれども、その一環で、今年度から20代の若者に対する若者移住給付金を給付することといたしましたので、その辺りも活用

して、さらに若い方を呼び込むといった形で、さらに増やしていける余地はあるのかなと思います。

さらに、国は地方創生2.0の基本構想を、先日閣議決定いたしましたけれども、それにおいても、やはり都市から地方への人の流れ、あるいは関係人口の創出といったようなところも力を入れるという内容になっておりますので、その辺りの国の施策とも方向性を合わせながら取り組んでいくことで、今後さらに伸ばしていける余地はあると考えております。

○山内委員 今後さらに伸ばしていける余地があるということですが、例外的なものを除いて、しっかりと分析をしないと、気づいてしまったら、もう手の打ちどころがないということもあるので、やっぱり例外的な都城市を抜いて、しっかりと移住実績が伸びているのかどうかというところも見ていただきたかったところでした。

○今村委員 今の移住に関連して、資料19ページの移住前居住地の地域別内訳で関東が32%、467世帯とあるんですが、この中で東京都とか、そういった部分での内訳というのは分かっているのでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 関東の内訳でございますけれども、東京都は219世帯ということで、これは福岡県に次いで2番目に多い実績となっております。

それから、関東で言いますと、神奈川県が119世帯、埼玉県が58世帯、千葉県が48世帯といった内訳となっております。

○今村委員 東京都の中でどの年代が多いとか、そういったものも分かれば教えていただきたいなと思います。

○濱川中山間・地域政策課長 東京都の中で、どの年代がというところまでは、今、手元には

ございません。申し訳ございません。

○今村委員 分かりました。

あと、資料の22ページの宮崎県消費者基本計画について教えていただきたいのですが、真ん中辺りのところで、「これまでに消費者教育を受けたことがある」と認知している県民が約36%と出ているのですが、これは少ないと見ているのかどうなのでしょう。広く周知する必要があるとは思っているのですが、この数字というのはどう考えているのでしょうか。

○森山生活・協働・男女参画課長 こちらにつきましては、これまでに消費者教育を受けたことがあると認知しているということで、アンケートを記入していただいた方が、過去にこういった経験をしたことがあるか・ないかというところの数字でございます。

実際は、学校教育のほうでも家庭科や社会科で、消費者教育ですとか、金融教育ですとか、そういったところに小学生から高校生まで幅広く取り組んでいただいております。

また、一般社会に出ましてからでも、職場や地域での集まりですとかそういったところでも、消費生活センターのほうから出前講座ですとか、そういった形での啓発及びホームページ等を活用しまして、消費者トラブルに対します啓発活動は行ってきております。

ただ、実際それを見聞きして学ぶ県民の方々が、消費者教育を受けているという実感がないというのは、今回のアンケートの結果で、現状を把握したところです。

消費者トラブルは県民生活の基本といいますか、安全を守るということで非常に大事な施策と認識しておりますので、今後とも教育を受けたことがあると思っていただける人間が増えていくように、施策に努めてまいりたいと考えております。

○**今村委員** おっしゃられるとおり、実際受けているかどうかという実感が大事だとは思いますが、すけれども、また次の計画の中でこの目標値を新たに立てるとき、これよりも高く立てるのであれば、今までの取組だと足りないと思いますので、また、そこら辺は新たな取組という部分を、検討していただければなと思っていますところでした。

○**佐藤委員長** ほかにございませんか。

○**松本委員** 資料15ページの宮崎県過疎地域持続的発展方針についてです。

改定の趣旨とかで、今後5年間とありますが、今回の計画の中では、少子高齢化など拡充されたメニューがあるのかどうか教えていただけませんか。

○**濱川中山間・地域政策課長** 過疎地域持続的発展方針の拡充という部分でございますけれども、今回、前回の令和3年度からの4年を経過したというところで、現状として、さらに過疎が進んだ状況です。例えば農業従事者が減ったですとか、そういった状況を踏まえて方針を組むといったところでは行っていくところでございますが、資料17ページを御覧いただきまして、これが方針の概要ということで、第1～12とあって、この構成は、全国どこの市町村、県も同じなんですけれども、その基本的な事項の2というところで、基本的な方向というところで、私どもは過疎だけではなく離島ですとか半島ですとか、そういった、いわゆる地域振興5法の対象地域を包含するような形で、中山間地域と捉えて中山間地域振興計画を策定して取り組んでおります。これを令和5年度に改定しておりまして、その中で、人・生活・仕事という三本柱を打ち出して取り組むということを盛り込んでおりますので、そこを、ここの部分に盛り込んで、第2から第12以降の施策にも反映してい

くということですが、具体的にどのような事業かというところは、また改めてお示しできればと思います。

○**松本委員** 例えば、これから計画を作っていくときに、市町村ではこういったものがというような相談もあろうかと思うんです。

そうしたときに、このスケジュールで見たときに、国との協議というのがありますが、個別で市町村の過疎地域が抱える課題が出てきたときには、その協議というのは、何かそういう新しいものであるとか、そういったのが国にしっかり伝わるような作業になっていくのかどうかを教えていただけますか。

○**濱川中山間・地域政策課長** 現時点で案を取りまとめて、パブリックコメントに近々かける予定としております。これは、県庁内の関係部に照会をいたしまして、どのようなことに取り組んでいくべきかというものを反映したものでございます。

さらに、過疎地域のある市町村に対しても意見を聞きたいと思っております、その内容を盛り込んで国に協議して、最終的に同意を得るという形で、こちらが必要だと考える内容については、国に十分相談できるのかなと認識しております。

○**松本委員** なかなか過疎の計画を作っても、実際、財政支援の面というのは要望したとおりには行っていないとも思います。県の状況もよく御存じだと思うんですけれども、そういった市町村は今後5年間、財政的な支援の面から、さらにというところで支援していただきたいと考えますけれども、今回の改定において、そういった財政支援面とかそういったものについて、何か情報がございましたらお教えいただけないでしょうか。

○**濱川中山間・地域政策課長** 財政支援措置に

については、これまでと特段変わったところはないのですけれども、市町村にとって一番大きな過疎対策事業債が活用できるというところではないかと思えますし、県においても方針を策定した後に、策定する発展計画における事業の位置づけによりまして、市町村道ですとか林道等につきまして、県が市町村に代わって整備をする、県による過疎代行といったようなものもできますので、そういったところが十分できるように、方針並びに計画の策定については充実させていきたいと考えております。

○松本委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

○齊藤副委員長 資料14ページ、総合交通課所管の宮崎カーフェリー株式会社のところで、旅客の下のところ一般旅客と書かれているんですけども、これは、左側に記載されているトラックのドライバーを除く旅客という理解でいいんですか。

○松田総合交通課長 今、齊藤副委員長がおっしゃったとおり、この一般旅客には、トラックの運転手は含まれておりません。

なお、上の旅客定員につきましては全定員ということで、トラック運転手の分が含まれてございます。

○齊藤副委員長 令和6年度における、この事業というか、業としてカーフェリーを利用したお客さんの数と、それからレジャーの数って分かりますか。

○松田総合交通課長 利用目的につきましてまでは分かりかねますけれども、総旅客数と一般旅客数の差で申し上げますと、4万7,000人ほどの差がございますので、この差が業務関係、トラックの運転手関係かと思われます。

○齊藤副委員長 少し細かい質問になるんですけども、この宮崎カーフェリーが安定して、

これからも収益を上げていこうとした場合に、やっぱり宮崎県の農産物等々を運んでくれる業者なんかが、固定してずっと利用してくれると、ある程度、その売上げの見込みというのも立つんでしょうけれども、それが不安定になると、レジャーとか観光あたりでカバーしないといけないと考えているんですが、実際、その利用客の内訳というのは、大体どのようになっているか分かりますか。

○松田総合交通課長 利用客の内訳につきましては、先ほど申し上げたとおり、目的は判然としないところではございますけれども、先ほど御指摘がありましたとおり、継続的な荷物の確保というのは、フェリーの安定的な経営にとって大変重要でございます。

その観点から申し上げますと、本県の場合、どうしても上り荷については農産物が多いということで、例えば昨年でございますと長雨の影響によって出荷量が減少した時期に、少し荷が減ったとか、そういったところもございます。

また、他方で各種イベントがあった場合には、旅客数が増えるという傾向もございますので、こういった情報を、適宜、カーフェリーにおいても情報を把握しながら、イベントに合わせた商品づくりでありますとか、また、先ほど申し上げました2024年問題に対応するためのトラックの安定確保といったような取組を、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○齊藤副委員長 資料15ページの過疎のところで、過疎の定義を教えてください。

○濱川中山間・地域政策課長 過疎地域の要件には、人口要件や財政力要件といった要件が幾つかありまして、簡単には言えないんですけれども、人口要件で言いますと、例えば40年間の長期の人口減少率が30%以上減少しているとか、ほかにも人口要件が幾つかありまして、そのい

ずれかに該当すると人口要件を満たします。

それから財政力要件については、財政力指数ということで、全国の市町村の平均が0.51ということになるんですけれども、これ以下の財政力指数であることという、この人口要件と財政力要件を両方満たすということが、過疎の要件となります。

○齊藤副委員長 資料16ページのところの丸ボツ、2つ目のところで、特定市町村、いわゆる過疎卒業団体に対象が木城町と書かれているんですが、これは結局、今、課長が御説明していただいたところを脱して、過疎から過疎じゃなくなっているという理解でいいんですか。

○濱川中山間・地域政策課長 齊藤副委員長がおっしゃるとおりでして、木城町の場合は、財政力指数が、先ほど申し上げました0.51を上回る数字であったということで、過疎から脱しまして、いわゆる卒業団体に、ただ令和3～8年の6年間は特定市町村という位置づけで、過疎地域と同様の措置が受けられるというものでございます。

○齊藤副委員長 最後に、資料21ページの宮崎県消費者基本計画（仮称）のところなんですけれども、私もちょっと不勉強で、平成27年に県が消費者基本推進計画というものを作っていたことそのものを、存じ上げなかったんですが、消費者に対してこういったものを作るというのは、非常にすばらしいと思いながら聞いていたんですけれども、この中に消費者教育と書かれていて、この目的というのが、次のページに記載されるような、昨今の様々なトラブルを防止するための計画という理解でいいんですか。

○森山生活・協働・男女参画課長 平成27年に、宮崎県消費者教育推進計画というのを策定いたしました。教育と銘打っておりますが、消費者の自立支援のために作った計画でございまして、

先ほども申しましたとおり、学校現場での教育ですとか、啓発、あと消費生活センターが一般の県民に行っているような啓発、こういったところを関係団体とも連携しながら総合的に進めていって、自立して、自ら考えて、自ら行動して、トラブルに遭わないような消費者をつくろうといったような目的で、この教育計画のほうは作っておりました。

それとは別に消費者行政の中では、イメージの枠の中に書いてございますが、被害に遭うことを事前に防止するために業者への指導をするとか、悪徳な販売を行っているような業者の指導ですとか解決支援ということで、トラブルに遭った方の相談ですとか、消費相談窓口とっておりますが、そういったものも実際には実施しているところでございます。そういったところを総合的にまとめた計画というものが今までなかったため、今回、消費者行政全てを包含した計画を策定しようというところで御報告させていただいております。

○齊藤副委員長 今の課長の御説明を聞くと、本当に今の時代にマッチして、やはり、こういったことをより強く進めていかなくتهはいけないと、県民の一人として思ったんですけれども、ただ問題なのが、この計画をどうやって103万人の県民に、知ってもらおうかだと思います。私は不勉強で知らなかったんですけれども、恐らく私の周りの方たちに話をしても、こういった計画があること自体を存じ上げない方が多いのではないかと感じたんですが、そこら辺り、県民への発信というのはどのように考えられていますか。

○森山生活・協働・男女参画課長 委員の御指摘のとおり、計画ですとか消費者行政というのは、市町村の消費生活センターですとか、県の消費生活センター等で、こういった施策は進

めているんですけれども、なかなか全ての県民が知っているか、分かっているか、そこで何をしているかというところが、御理解いただいていないという現状もございます。

消費者トラブルが日常的に起こって、その注意喚起というものは、啓発活動の中でも行っているところでもありますので、そういったところを活用しながら、この新しい計画についても、県がこういった方向で取り組んでいるし、消費者行政についても、トラブルに遭った県民に利用していただきたいと、教育についても啓発についても利用していただきたいといったPRで、今後県民への広報周知については検討してまいりたいと考えております。

○**齋藤副委員長** ぜひ県警察とも連携して、本当にトラブルに巻き込まれない県民が増えるように、また努力をお願いいたします。

○**山内委員** 先ほどの、齋藤副委員長の質問に関連して、カーフェリーのことなんですけれども、総旅客者数から一般旅客者数を引いた値が、4万7,000人ぐらいが事業者ではないかとあったんですが、トラックの積載台数が7万4,000台だから、トラックだけ運んでいるのも結構あるという理解でよろしいのでしょうか。

○**松田総合交通課長** はい。御指摘のとおり、トラックだけを運んでいるケースもあると聞いてございます。

○**佐藤委員長** それでは、請願の審査に移ります。

請願第16号について、執行部からの説明はありませんか。

○**前田女性活躍推進室長** 特にありません。

○**佐藤委員長** それでは、委員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤委員長** それでは最後に、その他で何か

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤委員長** それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時19分再開

○**佐藤委員長** 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、総務部長の概要説明を求めます。

○**田中総務部長** 本日、御審議いただきます議案等につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明をいたします。

資料の2ページ、目次を御覧ください。

まず、Ⅰの予算議案についてであります。令和7年度一般会計補正予算（第1号）の概要は、この後御説明いたします。

次に、Ⅱの特別議案として、県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例など、5件を提出しております。

その次のⅢの報告事項では、損害賠償額を定めたことについてなど、2件を御報告いたします。

最後、Ⅳのその他報告事項では、みやざき行財政改革プラン（第四期）の取組状況についてなど、2件の御報告になります。

次の3ページをお願いいたします。

議案第1号「令和7年度一般会計補正予算（第1号）」については、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものでございます。

3ページは歳入についてでございます。表の左から3列目、今回補正額の列を御覧ください。

この補正による一般会計の歳入財源は、まず、自主財源の上から3行目の分担金及び負担金で

1,674万8,000円、その4つ下、繰入金6億1,421万円、その2つ下、諸収入7,503万3,000円。依存財源のほうに移りまして、下から2行目の国庫支出金29億8,880万円、その下の県債9億1,460万円であり、補正額は一番下にありまして46億939万1,000円の増額となります。

次に歳出ですが、4ページにお進みください。今回の補正予算を、款別にまとめております。

同じく表の左から3列目、今回補正額の列を御覧ください。

主なものを申し上げますと、上から2行目の総務費は、災害支援物資拠点施設における屋根付荷さばき場の整備及び舗装、外構を行うための経費等でございます。

2つ下の衛生費は、経営状況の急変等に直面している医療機関等に対して、生産性向上に資する設備導入等に必要な支援を緊急的に行うための経費等です。

さらに2つ下、農林水産業費は、一般社団法人宮崎県酪農公社が令和7年9月30日に解散することに伴いまして、出資割合に応じた清算費用を負担するための経費等です。

2つ下、土木費は、道路施設の老朽化対策や防潮堤等の海岸保全施設の整備を行うための経費等となっております。

予算案の概要については以上であります。

なお、5月27日に国の一般会計予備費の指標が閣議決定をされまして、本県にも重点支援地方交付金が交付される予定ではありますが、先の2月定例会におきまして、当該交付金を活用した物価高騰対策に係る補正予算をお認めいただきまして、繰越しの上、現在取組を進めているところでありまして、これらの執行状況等を注視しながら、しかるべき時期に必要な事業を構築していきたいと考えております。

歳入予算や議案等の詳細につきましては、こ

の後、危機管理局長及び各課室長から説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 次に、予算審議についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○池田財政課長 資料5ページを御覧ください。

3の歳入科目別概要について御説明をいたします。

まず、分担金及び負担金について、1,600万円余を受け入れます。こちらは、海岸保全港湾事業に係る市町村負担金等を受け入れるものでございます。

次の繰入金ですが、6億1,400万円余を繰り入れます。これは、県内で発見されました高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理経費を産業廃棄物税基金から繰り入れるとともに、WBC侍ジャパンの秋期キャンプ受入れ等に係る経費について宮崎再生基金から、また、医療機関等を緊急的に支援するための経費について、日本一挑戦プロジェクト推進基金から繰入れを行うものでございます。

また、その他の国庫補助決定等に伴う県費負担分を財政調整積立金から繰り入れます。

なお、地域医療介護総合確保基金からの繰入金につきましては、福祉保健部の医療・介護関連事業について、国庫支出金を活用することとしたため減額を行い、そちら、国庫支出金のほうで計上させていただくものでございます。

6ページを御覧ください。

次に、諸収入でございます。7,500万円余の受入れでございます。

まず、受託事業収入です。

こちらは、県土整備部が実施するダム施設整備に係る企業局の負担金を受け入れるものでござ

ございます。

次の雑入です。

これは、繰入金で御説明いたしました高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理経費について、独立行政法人環境再生保全機構からの助成金を受け入れるものでございます。

次の国庫支出金について、29億8,800万円余を受け入れます。

国庫支出金は3つからなっておりまして、国庫負担金、国庫補助金及び委託金、それぞれ3つでございます。

まず、国庫負担金について、土木費国庫負担金といたしまして、海岸保全港湾事業に係る負担金を受け入れます。

次に国庫補助金で、まず民生費国庫補助金ですが、こちらは介護保険事業所等に対して、介護ロボットやICT機器等の導入に要する費用の補助等に充てるため、介護保険制度運営指導事業費等を受け入れるものでございます。

7ページを御覧ください。

丸の1つ目、衛生費国庫補助金です。こちらは繰入金で御説明いたしました医療機関等への支援について、地域医療推進費等を受け入れるものでございます。

丸の2つ目、農林水産業費国庫補助金について、こちらは森林の集約化を目指す地域協議会に対して、施業方針の協議や森林調査等に要する費用の補助等に充てるため、林業振興地方公共団体事業費補助金等を受け入れるものでございます。

丸の3つ目、商工費国庫補助金については、木崎浜海岸のサーフィン環境整備のため、アクセス道路となっております河川堤防等の整備に要する費用として、新しい地方経済・生活環境創生交付金を受け入れるものです。

丸の4つ目、土木費国庫補助金について、公

共事業の増額補正に伴いまして、社会資本整備総合交付金事業費等を受け入れるものでございます。

丸の5つ目、教育費国庫補助金については、私立高等学校に通う高校生等に対しまして、保護者の所得に関わらず授業料を支援する費用に充てるため、高等学校等就学支援金交付金を受け入れるものでございます。

8ページを御覧ください。

委託金でございます。

市町村に対して、国勢調査の実施に要する費用を交付するための財源として総務費委託金を、また県立学校におけるいじめ問題の多様化に対応するため、いじめ対策の専門家を配置するための財源といたしまして、教育費委託金を受け入れます。

最後に、表の1番下の県債でございますが、こちらは災害支援物資拠点施設における屋根付荷さばき場の整備及び舗装、外構の実施や、公共事業の増額補正等に伴う増額でございます。

これら全てを合わせました補正後の額は、一番下、歳入合計の一番右の欄にございまして、6,725億6,839万1,000円でございます。

歳入予算の説明については以上でございます。

○後藤総務事務センター課長 総務事務センターの補正予算について、御説明いたします。

常任委員会資料の10ページを御覧ください。

総務事務センターの補正額は、7,263万円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように、8億3,625万3,000円となります。

それでは、補正内容について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

(事項) 総務事務センター運営費、7,263万円の増額であります。

これは、旅費システムの改修に要する経費でありまして、今回、特別議案として提案されている旅費条例改正に対応するためのものであります。

なお、条例改正の内容につきましては、後ほど人事課より説明がございます。

○中尾危機管理局長 危機管理課の補正予算について、御説明いたします。

資料の12ページを御覧ください。

危機管理課の6月追加補正額は、4億4,806万円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますとおり15億9,523万9,000円となります。

その内容について御説明いたします。

14ページを御覧ください。

「災害支援物資拠点施設整備事業」であります。

予算額は4億4,467万2,000円で、財源は、県債と一般財源であります。

事業の目的であります。

この事業は、県の物資の備蓄機能と国からの支援物資を効率的に配送できる機能を兼ね備えた災害支援物資拠点施設の整備につきまして、令和5年度から高鍋町の県立農業大学校敷地内に整備を進めておりますが、今回、附帯する施設等の整備を行うものであります。

事業の内容であります。

支援物資の仕分けを行うための屋根付荷さばき場の整備及び表層改良や雨水排水対策を含む舗装・外構工事を行うものであり、事業費の内訳は(1)の事業内容にありますとおり、屋根付荷さばき場の整備として2億2,312万円、舗装・外構工事として2億1,355万2,000円、それらの工事を監督するための委託費用として800万円となっております。

(2)の事業の仕組みは、県から民間企業へ

の委託となります。

(3)の成果指標ですが、南海トラフ巨大地震等の大規模災害発災時において、国からの物資受入れ、搬出に対応可能な高い機能を確保することとしています。

15ページを御覧ください。スケジュールについてであります。

上から2行目にありますように、建物については、既に昨年12月に完成しており、今年1月から供用を開始しております。

その下の3行目、4行目については、昨年11月定例会で承認いただきました補正予算により、舗装・外構の詳細設計や屋根付荷さばき場の実施設計を行っているものであり、今回はそれらを踏まえた工事費を積算しております。

なお、工事は5行目に記載のとおり、今年8月以降に順次行う予定としておりますが、施設の運用に支障がないよう、屋根付荷さばき場の工事を行った後に、表層改良や雨水排水対策を含む舗装・外構工事を行うこととしており、最終的な完成は令和8年12月頃を予定しております。

16ページを御覧ください。

新規事業「Jアラート新型受信機整備事業」であります。

予算額は338万8,000円で、財源は県債と一般財源であります。

事業の目的であります。

全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートは、弾道ミサイル情報や緊急地震速報、大津波警報などの情報を携帯電話等への緊急速報メールや市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムですが、この事業は、国が行うJアラートの機能強化に合わせて新型受信機を整備することで、緊急事態の発生情報を適切に受信し、迅速な初動対応、また市

町村と連携した災害対応に資するものであります。

事業の内容であります。

気象庁及び国土交通省において、令和8年度出水期をめどとして、防災気象情報全体の体系整理と個々の情報の見直し等、情報の改善が実施される予定となっております。

これを受けて、Jアラートも地域単位で細分化して情報を配信できるようにするためのシステム更改を予定しており、これに対応できるよう機能強化された新型受信機の導入を行うものであります。

(2)の事業の仕組みは、県から民間企業への委託となります。

続きまして、17ページを御覧ください。

繰越明許費であります。

先ほど説明いたしました、「災害支援物資拠点施設整備事業」につきまして工期が不足するため、合わせて繰越しのお願いをするものでございます。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案についての質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、特別議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は説明が終了した後をお願いいたします。

○鎌田税務課長 議案第2号につきまして、委員会資料により御説明いたします。

資料の18ページを御覧ください。

議案第2号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正の理由ですが、本年3月31日に、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正されたまし

たことから、関係規定の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容ですが、表の上段、離島振興法に係る省令、及び表の中段、半島振興法に係る省令において、課税免除又は不均一課税に伴う特例措置につきまして、対象事業からコールセンター業等を除外した上で、適用期限が令和9年3月31日まで2年間延長されたことから、これに合わせて条例を改正するものであります。

また、表の下段、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る省令において、課税免除又は不均一課税に伴う特例措置の適用期限が令和10年3月31日まで3年間延長されましたことから、これに合わせて条例を改正するものであります。

3の施行期日ですが、公布の日から施行し、令和7年4月1日に遡及して適用することとしております。

○伊東人事課長 それでは私のほうから、まず、議案第5号「職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、お手元の常任委員会資料で御説明いたします。

19ページを御覧ください。

最初に、1の改正の理由についてであります。

国内外の経済社会情勢の変化への対応等のため、国家公務員等の旅費に関する法律等が改正されたことを踏まえまして、関係規定の改正を行うものであります。

次に、2の主な改正の内容のうち、(1)旅費制度についてであります。

①についてであります。これまで定額で支給しておりました宿泊料や移転料、いわゆる引っ越し代でございますが、これにつきましては国に準じて原則実費支給とし、同じく定額で支給していた旅行雑費及び食卓料は廃止するもの

であります。

具体的には、表のとおり、宿泊料を宿泊費及び宿泊手当に区分した上で、部屋代に当たります宿泊費については、国と同様に地域ごとに定める基準額の範囲内で実費を支給するものでございます。

一方で、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための宿泊手当につきましては、国内に宿泊する場合、1泊につき2,400円を定額で支給するものでございます。

また、移転料につきましては、これまで勤務場所の異動前後の距離と住居の移転前後の距離を比較して、いずれか短いほうの距離区分に応じて定額で支給を行っていましたが、住居の移転に係る費用を実費で支給することに見直すものでございます。

次に、20ページを御覧ください。

②についてでございますが、自家用車を利用した場合の交通費につきましても、国に準じて実費で支給することとしますが、実費での算定が困難な場合は、1キロメートル当たり18円で計算した額を支給するものでございます。

③についてであります。県と契約する旅行代理店等を利用した場合に、当該業者に対して旅費に相当する金額を、県が直接支払うことができる規定を新たに設けるものでございます。

次に、④についてでございますが、定額で支給してきた航海日当等の日額旅費につきまして、国に準じて廃止するものでございます。

なお、航海日当の廃止に併せまして、新たに特殊勤務手当に規定を設けることとしております。特殊勤務手当の内容につきましては、次の(2)で御説明いたします。

次に、⑤でございますが、条例の規定に違反して旅費を受領した場合に、旅費の返還を求め

るとともに、給与等からの控除を可能とする規定を新たに設けるものでございます。

次に、(2)の特殊勤務手当についてでございます。

先ほど御説明いたしました航海日当の廃止に併せまして、国に準じて、新たに船員作業手当を規定するものでございます。

これは航海中の船舶において行う業務に対しまして手当を設けるものでございます。手当額につきましては、これまで旅費として支給しておりました航海日当と同額でございます。

次に、3の改正を要する条例についてですが、今回は職員の旅費に関する条例など、7つの条例につきまして改正を行うものでございます。

最後に、4の施行期日についてでございますが、具体的な運用の整理や補正予算を計上しております旅費システムの改修等が必要なことから、令和8年4月1日から施行することとしております。

次に、21ページを御覧ください。

議案第6号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

まず、1の改正の理由についてでございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる育児介護休業法の一部改正に伴いまして、子供の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を新設するなど、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の主な改正内容についてでございます。

まず1点目は、職員または配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た職員に対して、育児に関する両立支援制度についての情報提供

と利用についての意向確認を行いますとともに、意向を確認した事項への配慮を行う規定を新設するものでございます。

また、2点目につきましては、3歳に満たない子供を養育する職員に対しましても、1点目と同様に両立支援制度についての情報提供と利用についての意向確認等を行うものでございます。

最後に、3の施行期日でございますが、令和7年10月1日から施行することとしております。

続きまして、22ページを御覧ください。

議案第7号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

まず、1の改正の理由についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、部分休業の取得パターンの多様化に係る関係規定の整備を行うなど、所要の改正を行うものでございます。

2の主な改正の内容についてでございます。

部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲で取得できる形態に加えまして、1年につき10日相当の時間を超えない範囲内で部分休業を取得できる新たな形態を選択可能とする規定を新設するものでございます。

3の施行期日でございますが、令和7年10月1日から施行することとしております。

○池北市町村課長 資料の23ページを御覧ください。

議案第15号「宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由であります。

公職選挙法施行令の改正に伴い、国政選挙の選挙運動に要する経費の公費負担限度額が引き上げられたため、これに準じて定めている県議会議員及び知事の選挙に係る公費負担限度額の

改正等を行うものであります。

次に、2の改正内容です。

(1)は、選挙運動用のビラやポスターの作成に要する経費の公費負担の限度額を、以下の朱書きのとおり改正するものです。

①の選挙運動用ビラの作成につきましては、アの作成枚数が5万枚以下の場合、1枚当たりの作成単価の限度額を7円73銭から8円38銭に引き上げることとしております。

また、イの作成枚数が5万枚を超える場合につきましては、5万枚までの印刷費である38万6,500円が右にありますように41万9,000円に、5万枚を超える部分の印刷費を1枚当たり5円18銭から、右にありますように5円62銭に引き上げることとしており、最終的には、御覧の計算式によって得られた額が、1枚当たりの作成単価の限度額となります。

続いて、24ページを御覧ください。

②のポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターの作成についてであります。

アのポスター掲示場数が500以下の場合、写真撮影やデザイン料に当たる企画費31万6,250円、これについては改正されませんが、印刷費1枚当たり541円31銭から586円88銭に引き上げることとしており、最終的には、御覧の計算式によって得られた額が1枚当たりの作成単価の限度額となっております。

また、イのポスター掲示場数が500を超える場合につきましては、先ほど申しました企画費に500枚までの印刷費を加えた合計58万6,905円が、右にありますように60万9,690円に、500枚を超える部分の印刷費を1枚当たり28円35銭から、右にありますように30円73銭に引き上げることとしており、こちらも御覧の計算式によることとしております。

なお、ポスター掲示場数につきましては、県

知事選挙の場合は県全域、県議会議員選挙の場合には、それぞれの選挙区の区域における設置数となっております。

次に、(2)は県知事の選挙に認められている個人演説会告知用ポスターが、公職選挙法の改正によって廃止されることに伴い、個人演説会告知用ポスターに関係する箇所を削るとともに、「告知用ポスター等」の文言を「ポスター」に改正するものであります。

次に、3の施行期日につきましては、2の(1)の選挙運動用ビラ、ポスターの公費負担に係る改正については公布の日から、2の(2)の個人演説会、告知用ポスターの廃止については、令和8年1月1日から施行することとしており、最後に4の経過措置でございますが、それぞれの施行の日以降にその期日を告示される選挙から適用することとしております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

特別議案についての質疑はございませんか。

○松本委員 旅費の条例改正のことでお尋ねします。

資料20ページの、④にあります日額旅費の廃止で、米印で「日額旅費のうち航海日当に相当する部分は、特殊勤務手当として新たに規定」とありますが、これは、うち数というふうに出たときには、全く同額ではないと考えられるのですが、この辺りはいかがでしょうか。

○伊東人事課長 この部分につきましては、日額旅費が航海日当と船員の食卓料というものになっておりまして、航海日当につきましては、出港日から入港日までの期間日数に応じた定額の支給となっております。

船員の食卓料というものがございまして、こちらにつきましては船員法で規定されている船員への食料支給の代替ということで、いろいろな海域によって区分が決まっております、そ

れによって、少し支給の金額が異なっておりますけれども、それによって現在規定されているということになっております。

この日当部分について、特殊勤務手当になるということでございます。

○松本委員 という御説明であるとすれば、船員の方の食卓料の分は、手当がなくなるということでしょうか。

○伊東人事課長 こちらにつきましては、今、調整中でございますが、基本は現物支給という形で別途、国のほうが規定されているんですけども、そこにつきまして、こういった形で支給するかを、今、所管課とともに調整している段階でございます。

○松本委員 海上の作業ですので、なかなか現物支給というのは、今のお答えではどうかなと思いましたが、これは国に準じてという御説明でした。他県等においても、また国においても水産庁とか国土交通省あたりもあろうかと思いますが、国や他県においても同じような考え方で整理がされているのかどうか、把握できていた部分がありましたら御説明ください。

○伊東人事課長 今、委員がおっしゃるとおり、国の機関や他県も含めてございます。今の段階では、いろいろ取扱いが各県で異なっているケースもございますので、その辺を研究しながら整理していきたいと思っております。

○松本委員 分かりました。これから作業もあるということですので、協議の中におきましては、特に現場の職員の皆さんが困らないように、しっかりと協議を進めていって、手だてを進めていただきますようお願いいたします。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ここで暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時51分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

間もなく正午になりますので、続きにつきましては本日の午後1時10分から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議はございませんので、委員会は午後1時10分から再開といたします。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時7分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は終わった後にお願いします。

○福島総務課長 資料の25ページを御覧ください。専決により損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

本事案は、県有車両による交通事故の損害賠償でございまして、昨年11月、宮崎県税・総務事務所の職員が、駐車していた公用車を発進のため後進した際、相手方車両の左側前方に接触し、当該車両を損傷したのでございます。

事故原因は、職員が周囲の安全確認を怠ったことによるもので、過失割合は県100%でございます。

損害賠償額は、物件損害として46万8,200円であり、県が加入する保険から全額支払われております。

交通安全につきましては、機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、再発防止に向けまして今後とも一層の徹底が図られるよう、厳しく指導してまいります。

○廣池財産総管理課長 委員会資料26ページを御覧ください。

当課からは、令和7年2月の定例会におきまして御承認をいただきました事業の繰越額が確定いたしましたので、御報告させていただきます。

まず、表の1行目、「庁舎公舎等営繕工事事業」についてであります。

これは、県庁1号館の屋根防水外壁改修工事において、足場を設置し、外壁の詳細な調査を行ったところ、想定よりも多くのひび割れやモルタルの浮き等が判明し、補修に想定以上の時間を要したことなどから工期を延長したことに伴うものでありまして、繰越額は3億5,662万5,000円となっております。

なお、工事につきましては、本年5月30日に完了いたしました。

次に、2行目の「環境配慮型県庁立体駐車場整備事業」についてであります。

これは、駐車場出入口部分の歩道の切り下げ工事に当たりまして、地下埋設配管の取扱いについて、関係機関との調整に日時を要したことに伴うものでございまして、繰越額は1,542万1,000円となっております。

次に、3行目の「電気設備の維持管理事業」についてであります。

これは、県庁1号館の消防設備改修工事において、来庁者や職員の安全確保の面から施工時間を日中から夜間に見直す必要が生じるなど、想定以上に施工期時間が限られたことなどから工期を延長したことに伴うものでありまして、繰越額は3,200万円となっております。

なお、こちらの工事につきましては、本年5月30日に完了いたしました。

最後に、「県有施設災害復旧事業」についてであります。

これは、落雷で被災した清水岳中継局多重無線機ほか10施設における復旧工事におきまして、資機材の納入が遅れるなど工期を延長したことに伴うものでございまして、繰越額は5,499万1,000円となっております。

○中尾危機管理局長 危機管理課の繰越額の確定について御報告いたします。

資料26ページ、上から5行目の「災害支援物資拠点施設整備事業」についてであります。

屋根付荷さばき場の実施設計及び施設の備品については、工期や納期が不足するため繰越しとなったもので、繰越額は1,296万円となっております。

次に、6行目の「津波浸水想定等更新調査事業」についてであります。

これは、国による被害想定の見直しが令和7年3月に公表されたことに伴い、国の想定手法を参考とするために繰越しとなったもので、繰越額は3,209万8,000円となっております。

次に、7行目の「南海トラフ地震等に備えた避難所環境改善事業」についてであります。

これは、マンホールトイレ整備及びトイレカーの導入につきまして、工期や納期が不足するため繰越しとなったもので、繰越額は2億9,790万2,000円となっております。

○羽田消防保安課長 同じく資料26ページを御覧ください。

今年度への繰越額が確定いたしましたので、御報告いたします。

一番下の行、「消防学校環境整備事業」についてであります。

これは、消防学校学生寮の経年劣化に伴う設備更新の設計委託、工事を実施しておりましたが、設計委託終了後、設置する設備の納品に時間を要することが見込まれたこと、それに伴い当初予定していた学生寮を使用していない期間

での改修工事が行えないことから繰越しとなったもので、繰越額は1,400万円となっております。

なお、工事につきましては、本年5月中旬に終了しております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は説明終了後にお願いします。

○宮崎行政改革推進室長 みやざき行財政改革プランに基づく行財政改革の取組について報告いたします。

資料の27ページを御覧ください。

第四期のみやざき行財政改革プランについては、令和5～8年度の4年間で取り組むこととしておりますが、1、基本的な考え方にありますとおり、県総合計画の基本理念、「安心と希望の未来への展望」を支える持続可能な行財政基盤の確立を図るため、右の図のとおり、4つの視点の改革プログラムと財政健全化指針に基づき、各種の取組を進めております。

本日は、令和6年度の主な取組について御説明いたします。

28ページを御覧ください。

資料の左側、1つ目の視点、県政運営を支える行政基盤の構築と人材づくりについてであります。

若者・女性が活躍できる環境づくりの一層の推進や、盛土規制法の運用開始などに対応するため、必要な組織体制を構築したほか、適正な定員管理を行ったところであります。

また、県政を支える職員の確保・育成を図るため、採用試験制度の見直しや職場でのOJT、自治学院等での効果的な研修などにも取り組ん

でおります。

資料の右側、2つ目の視点、多様な主体との連携と県民目線のサービスの提供についてであります。

NPOや社会福祉法人等と県による協働事業の実施のほか、包括連携協定による企業等との連携した地域社会の活性化や県民サービスの向上に努めてきたところであり、令和6年度には、新たに1社と包括連携協定を締結いたしました。これにより、令和6年度末で41の協定を締結しているところであります。

29ページを御覧ください。

資料の左側、3つ目の視点、行政のデジタル化と働き方改革の推進についてであります。

行政サービスのデジタル化により、県民へのサービス・利便性の向上を図るとともに、RPAなどICTツールの利活用等により、庁内の業務効率化や生産性の向上に取り組んでおり、デジタル人材育成のための研修や資格取得支援を行っております。

また、庁内の働き方改革として、テレワークや時差出勤など、職員の事情に合わせた勤務制度の活用によるワーク・ライフ・バランスを推進しているほか、サテライトオフィスの設置やフリーアドレスの一部所属での実証的な導入を行い、執務環境の整備を進めております。

さらに、職員の仕事と子育ての両立を図るため、育児休業や各種休暇制度などの取得を所屬とともに考える契機となる子育てマイプランの作成や育休代替職員の配置により職場環境づくりに努めているところであります。

これらの取組もあり、右側のグラフにありますとおり、令和6年度の男性職員の育児休業取得率は68%まで上昇しております。

資料の右下、4つ目の視点、健全な財務基盤の構築と資産の有効活用についてであります。

県有財産等の資産としての有効活用としまして、県有施設等へのネーミングライツの活用に取り組んでおりますが、令和6年度は、県プール、山之口陸上競技場におけるネーミングライツのスポンサー企業が決定したところであります。これを含め、令和7年4月1日時点で8施設において導入しております。

30ページを御覧ください。

財政健全化指針につきまして、財政健全化に係る目標として3つ掲げております。(1)財政関係2基金の残高確保、(2)県債残高の抑制及び(3)健全化判断比率の維持、いずれにおいても、財政の健全性に問題のない数字となっております。

また、右側の2、財政見通しの公表につきましては、令和7年度当初予算の編成状況等を反映するなど、必要な見直しを行ったものであります。

今後も財政関係2基金残高が一定程度確保される見通しとなっており、財政上の健全性は維持できるものと考えております。

最後に、31ページを御覧ください。

第四期プランの数値目標のうち、実績が確定した主なものを記載しております。

今後も引き続き進捗管理を行いながら、達成に向け取り組んでまいります。

なお、全ての数値目標の実績が取りまとめましたら、県ホームページにより公表させていただく予定としております。

みやざき行財政改革プランの取組状況につきましては、以上であります。

○廣池財産総管理課長 委員会資料の32ページをお開きください。

宮崎県東京学生寮の次期指定管理候補者の選定について御説明させていただきます。

まず、1のこれまでの管理運営状況について

御説明差し上げます。

これまでといいますのは、再整備前の旧学生寮を指しております。

(1)の施設の概要でございますが、設置目的は、宮崎県出身者で東京都及びその周辺に所在する大学等の学生に就学の便宜を図ることであり、これまでジャパンプロテクション株式会社が管理運営業務を行っておりました。

また、指定期間につきましては、令和5年4月から再整備のため休寮したことを受けて、令和3年4月1日～令和5年3月31日の2年間としておりました。

次に、(2)の施設利用状況でございます。入寮者数ですが、こちらは毎月末日時点の入寮者数を月ごとに延べ人数にしたものを12か月分合計したものでございますが、こちらが最終の令和4年度には325人、稼働率も約27%まで減少しておりました。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や、令和5年4月から休寮予定であったことなどの影響があったものと分析しております。

次に、(3)の施設収支状況でございます。こちら一番左の令和2年度、この時点では指定管理料と利用料金等を合わせた収入、(a)のところですが、こちらが約2,320万円だったのに対し、(b)支出が約2,260万円で、(a)から(b)を除いた収支は62万7,000円の黒字でございました。

ただ、令和3年度以降は、利用料金等の収入が減少したことに伴いまして赤字に転じ、令和4年度は約550万円の赤字という状況でございました。

次に、33ページにお進みください。

(4)の利便性やサービス向上、利用者増の取組についてでございます。新型コロナウイルス感染症への対策として、両入り口などに非接

触型体温計を設置、また入寮者の利便性向上を図るため学習室へのWi-Fi設置などが行われましたが、当初予定していた懇親会等のイベントは実施することができませんでした。このほか、入寮者確保の取組として、入寮事前説明会や追加募集に取り組んだところでございます。

(5)の評価といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響で入寮者が減少し、稼働率も低くなったものの、入寮者に対する生活指導や健康管理、また警備や清掃などの施設維持管理は適切に行われたものと評価しております。

以上が、令和4年度までの管理運営状況でございます。

次に、2の次期、つまり再整備後の募集方針についてでございます。

(1)の業務の範囲は、学生寮の入退寮手続、寮監業務、維持及び保全に関する業務等でございます。

(2)の指定期間は、令和8年10月～令和13年3月の4年6か月間でございます。

県のガイドラインにおきましては、指定期間は原則として5年とされておりますが、学生寮の入ります東京ビルの供用開始が令和8年10月となることに伴いまして、この期間とさせていただいたところでございます。

次に、(3)基準価格でございます。県が支払う指定管理料の上限として、令和8年度は913万3,000円、令和9年度以降は各年度706万6,000円で、4年半の指定期間の総額が3,739万7,000円としております。

なお、学生寮において学生を実際に受け入れますのは令和9年4月からと想定をしておりますので、令和8年度については6か月分の必要経費を、令和9年度以降については1年間の必要経費から指定管理者が受け取る寮費を差し引いた額となっております。

次に、(4)の募集概要につきましては、募集期間を令和7年7月7日～9月8日の約2か月間とし、7月24日に説明会を開催することとしております。ただ、建物がまだ建設中であることから、現地ではなくオンラインでの開催を予定しております。

このほか、各種媒体を活用した積極的な周知広報や情報の提供に努めたいと考えております。

34ページを御覧ください。

(5)の選定につきましては、①の審査の流れにありますように、書類審査の後、②にございます外部委員による指定管理候補者選定委員会において審査を行い、その後、総務部長等で構成する③の指定管理候補者選定会議での確認を経た上で、指定管理候補者を選定することとしております。

また、(6)の選定基準については、①住民の平等な利用が確保されることから⑤の環境保全への対応等がなされることまでの5つを定めております。

次に、35ページにお進みください。

(7)の審査項目・配点でございます。先ほど御説明した5つの選定基準ごとに審査する項目と配点を定めておりまして、②の公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画であること及び④の事業計画を着実に実施するための管理運営能力を有すること、こちらについて重点配分することとしております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑をお願いいたします。

○今村委員 資料29ページの男性の育児休業取得率についてですが、こちらは平均で大体何日ぐらい取られているのか分かるものでしょうか。

○宮崎行政改革推進室長 男性の育児休業の取得期間ということで、令和6年12月上旬時点の

数字となりますけれども、令和6年度、平均取得日数が44日となっております。

ただ、個人によってかなり違うものかと思っております。

○今村委員 1日取っても育児休業取得の数字に入れるということでよかったですか。

○宮崎行政改革推進室長 こちらについては、1日の方も1年の方も入るというような形でカウントしてございます。

○今村委員 また、育児休業が取りやすい環境の整備をよろしくお願いしたいと思います。

○山内委員 東京学生寮の指定管理料についてなんですが、2点ありまして、一つは、令和8年度は10月1日からということで期間が短くて、令和9年度以降は1年間ということなんですが、短い期間のほうが金額が逆に増えている根拠を教えてください。

あと、数値の比較が違うのかもしれないですけども、その前のページでは、これまでの管理運営状況で、指定管理料は年間900万円、1,000万円程度で出ているんですが、それよりも安い値段で今回出ているという差は何かというのを教えてください。

○廣池財産総管理課長 まず、1点目の令和8年度の指定管理料と令和9年度の指定管理料を比較して、令和9年度が安くなっていることについてでございます。

こちらは、令和8年10月から指定管理を開始いたしますけれども、実際に寮生の受入れが令和9年4月1日からとなっております。このため、令和9年度以降の指定管理料とは、管理コストから入寮生より受け取る寮費、これを差し引いたものとなっております。令和8年度はこれがないので、満額ということで900万円余。令和9年度以降はそちらの分を引いた額になりますので、指定管理料としては通年でも令和

8年度より令和9年度のほうが低いことになるという形でございます。

次に、これまでの指定管理料と比べて今回の指定管理料が安くなっているというところでございますが、令和9年度以降比べますと330万円ほど低くなっております。こちらにつきましては、学生寮の寮費が大きく影響しております、これまでは1万9,450円だった寮費が、建物が新しくなりまして、風呂・トイレ付きの個室になったこと等を踏まえて4万2,000円という利用料金を、昨年度設定させていただいています。でするので、入る収入が大きくなっていくということがございまして、結果としてお支払いする指定管理料が少なくなります。

また、そのほか、もう一点は、管理コストにつきまして、これまで建物が東京ビル1つだったんですけれども、新しい東京ビルにつきましては民間との区分所有というような形になっております。その分で設備の保守コスト等が少なくなっていく部分もございますので、こういったことを組み込みますと金額がこういった額になったということでございます。

○武田委員 関連して、資料34ページの選定のところですが、②の指定管理候補者選定委員会委員なんですが、多分これは充て職で入れているのかもしれませんが、全員男性ですよね。これは、単純に充て職で決められたのか、ここに女性が1名でも2名でも入るような考え方はなかったのかどうかお聞きします。

○廣池財産総管理課長 こちらの選定委員会委員の人選でございますけれども、委員長については、いわゆる学職経験者ということで大学の教授、また委員については経理等の経営状況等の判断をするために公認会計士、また学校側、PTA側ということで、それぞれ各団体のほうに推薦をお願いしたところでございました。結

果として、委員が御指摘のとおり全員男性になってしまったというのが実情でございます。

○武田委員 そこが問題だと思うんです。これに関するだけでなく、男女平等という観点から女性の管理職等も上げていこうというのを全体で取り組んでいるのに、その視点が抜けているということが、ただそれぞれの団体をお願いしたらこうなったということでしょうけれども、やはり頭から2人は女性を入れるとかそういう形が大切だと思います。学生も男性ばかりではないので、いろいろな視点とか、来られたところに質問するときも、男性だけの視点だと、どうしても後々問題というか、女性を入れるという視点がもう頭からないこと自体が少し問題ではないかと思います。これはもう決定なんでしょうか。

○廣池財産総管理課長 まず、委員の御指摘の点についてはおっしゃるとおりかと思います。特に、今回、新しい学生寮につきまして、これまで男子学生だけだったものが、新しい学生寮では男女それぞれ入寮することができるようになりますので、委員の御指摘のような女性の視点というのは非常に大事だろうということで、私ども審査に当たりましてはそういった部分というのは、委員の性別に限らず、しっかりと審査させていただきたいものと考えております。

また、こちらの委員は決定させていただいております、既に第1回の会議を開催をさせていただいているところでございます。

○武田委員 分かりました。今後やっぱりこういうものを決定していく場合には、必ずその視点は大事だと思うんです。結果的にこの方々に何ら不備、人的に何らないとはいうのも十分理解しているんですが、やはりその中に常に女性の視点を入れるという感覚がないと、これからなかなか難しいと思いますので、よろしくお

願います。

○佐藤委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもちまして総務部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時33分休憩

午後1時36分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託をされました議案等について、宮崎国スポ・障スポ局長の概要説明を求めます。

○山下宮崎国スポ・障スポ局長 それでは、本日御報告いたします項目について御説明いたします。

常任委員会資料の2ページにございます目次を御覧ください。

本日は、まず、Ⅰ、特別議案としまして、議案第13号「工事請負契約の変更について」、また報告事項としまして、令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書につきまして、最後に、その他報告事項としまして、宮崎国スポ・障スポ開催までのスケジュール等について御説明させていただきます。

詳細につきましては、後ほど担当の次長及び課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は説明終了後にお願いいたします。

○財部施設調整課長 資料の3ページをお開き

ください。

議案第13号「工事請負契約の変更について」御説明をいたします。

ひなた宮崎県総合運動公園庭球場の改修工事に係る工事請負契約について変更を行うものとなります。

契約金額につきましては、2の(2)にありますとおり2億3,653万3,000円の増額で、25億1,573万3,000円となります。

変更理由は、3にありますとおり、真夏時の選手の熱中症対策に伴う簡易空調の新設や、昨年8月の台風で被災した中央観覧席の改修等に伴う増額となっております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は説明終了後にお願いいたします。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 資料の4ページを御覧ください。

報告事項の令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてでございます。

これは、令和6年度から本年度への繰越額が確定いたしましたので、御報告を行うものです。

当局では、3事業の合計13億5,898万7,000円となっております。

まず、1段目にございます「国民スポーツ大会開催準備事業」4,177万2,000円であります。

これは、国民スポーツ大会に向け市町村が実施する施設整備を対象に行う補助事業のうち、事業主体である小林市及び綾町の事業が繰越しとなったことによるものであります。

次に、2段目の「県有スポーツ施設整備事業」13億1,184万8,000円であります。

主なものとしましては、県と都城市で整備を進めております霧島酒造スポーツランド都城の整備について、都城市が実施している事業が繰越しとなったことに伴い、県の負担金が繰越しとなったものや、県が整備を進めております、ひなた宮崎県総合運動公園庭球場の改修事業について、関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

最後に、「競技用具等整備事業」536万7,000円についてですが、これはローイング競技艇について、海外製品であることなどから関係機関との調整に日時を要したことによるものです。

いずれも本年度中に事業が完了する予定となっております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は説明終了後にお願いいたします。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 資料の5ページでございます。

宮崎国スポ・障スポ開催までのスケジュール等についてでございます。

平成27年の2月定例会において、宮崎県開催招致に関する決議を県議会の皆様に全会一致で議決いただいて以降、平成29年10月に第81回国民体育大会宮崎県準備委員会を設立し、令和4年7月に開催内定県として承認を受けたところです。

昨年7月に日本スポーツ協会理事会において、本県での開催及び国スポ会期が正式決定となり、同年9月に実行委員会を設立、11月に障スポ会期が決定いたしました。

この開催決定を機に、当局ではイメージソ

ングを制作したり、このイメージソングに乗せて制作したダンス・体操や、また30年ぶりに選手ユニフォームを刷新し、今年の滋賀大会から活用するなど機運醸成を図っているほか、宮崎国スポ・障スポの開・閉式会場となるKUROKI R I S T A D I U Mをはじめとした県主要施設の整備や競技力向上にも取り組んでいるところでございます。

表を御覧ください。

ここでは、令和7～9年度に県が実施する主な取組を掲載しております。

まず初めに、令和7年度の取組についてです。

1つ目のポツ、運営ボランティア及び手話・要約筆記ボランティアについては、今年度から募集を開始する予定であり、運営ボランティアは、国スポ1,700人、障スポ3,500人、手話・要約筆記ボランティアは600人を目標に募集をいたします。

2つ目のポツ、広報活動・県民運動の推進として、主として小中学校を対象としたイメージソングダンスの出前授業、高等学校、企業、市町村のイベント等への大会PRキャラバン派遣、学校と連携し都道府県ごとに制作する応援のぼり旗など、大会の機運醸成や県民参加の機会創出を積極的に図ってまいります。

3つ目のポツです。配宿計画及び輸送実施計画の策定についてです。

まず、配宿計画ですが、開催に向け、配宿のウェブシステムの仕様設計、宿泊施設の客室の確保、宿泊施設向けの説明会の開催などを行うとともに、第2次の仮配宿計画を作成いたします。

また、作成する仮配宿計画を基に今後の課題等を会場市町村別、競技別に整理し、課題の解決に向けた方策についても検討してまいります。

次に、輸送の実施計画ですが、これまで行っ

てきた輸送・交通基礎調査、総合調査及び開・閉会式輸送基本計画を基に、国スポ総合開・閉会式輸送時における計画バスやシャトルバス、鉄道、タクシー、駐車場などの必要数の精査や、スケジュール、動線など、運用に関わる第一次の総合開・閉会式輸送実施計画を作成しています。

また、あわせてバス・タクシーの車両確保対策も進めてまいります。

1つポツを飛ばしまして、式典の実施計画の策定、炬火トーチデザインの決定についてであります。

式典実施計画は、昨年度策定の式典基本計画を基に、総合開・閉会式及び障スポの開・閉会式における式典演技や音楽、炬火イベントなどの式典の各項目の実施計画を明示したものです。

令和8年度は、さらに出演団体などの詳細を定めた式典実施要項等を策定してまいります。

また、炬火トーチデザインについてですが、炬火トーチとはオリンピック・パラリンピックの聖火トーチに当たるもので、その制作に当たり、県民総参加の機運を高める取組として、現在一般公募によりデザインの募集をしております。

続きまして、令和8年度の取組についてです。

いよいよ大会までの準備が大詰めを迎え、国スポのリハーサル大会が県内各地で随時開催されます。

また、3つ目のポツです。文化プログラムにつきましては、開催県の郷土文化やスポーツ文化等をテーマに、国スポの機運醸成や普及啓発を目的に実施されるプログラムですが、令和8年度からは市町村や各種団体からイベント事業を広く募集し、令和9年1～12月の期間で随時実施してまいります。

最後に、令和9年度についてです。

1つ目にございますとおり、4月に大会実施本部など各種実施本部を設置いたします。実施本部は大会期間中の円滑な大会運営を目的として設置するもので、実施本部員として県職員等が式典・各競技会等に従事することを予定しており、実施本部員は2つ目のポツにある障スポリハーサル大会から活動を開始する予定です。

また、4月以降、公開競技、デモンストレーションスポーツ、オープン競技が随時実施されるほか、国スポについては会期前の競技が9月9日～23日、本会期は9月26日～10月6日となっており、障スポの会期は10月23～25日であります。

これらの取組は、実行委員会が定めた全体の総合計画に基づき計画的に進めているものであり、市町村等と連携しながら、現時点ではおおむね遅滞なく実施できているものと考えております。

○佐藤委員長 説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はございませんか。

○山内委員 まず、式典実施計画の策定についてなんですが、前回の総体のときはマーチングとかされたと聞いていますけれども、今回は宮崎国スポ・障スポ局でそういった計画を全部されるのか、それともどこか外部に委託してその演出とかをされるのかどうか教えてください。

○橋倉競技・式典課長 今御指摘のありました式典でございすけれども、委員がおっしゃったとおりでございまして、全体の計画としましては、先ほど説明がありましたとおり、現在精査に向けまして、今年度、式典実施計画を定める方向となっております。その際に関してなんですけれども、その実際の開会式については、オープニングプログラムでありますとか、あるいは天皇皇后両陛下をお迎えする式典、それか

らその後のプログラム等を含めた形です。すけれども、基本的なものにつきましては、実行委員会の中に、設けられております式典専門委員会の中に演技とそれから音楽をそれぞれ専門的につかさどります専門の部会を設けておまして、この方々に対してお願いするという形になっております。

ただ、実際の執行に関しましては、それらの意見を踏まえまして、当然こちらの意見をJVのほうにお願いをして演出をする、実際の形をつくっていくという流れになっております。

○山内委員 あともう一点、来年度、市町村が幅広く文化プログラムを進めていくということで、市町村には各文化協会があつたりしますが、県からそういったところも幅広くいくような形でしっかりと広報される形になるのでしょうか。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 文化プログラムは、今言われたように、市町村に対して、文化プログラムとして位置づけてほしいものがあるかどうかを調査いたします。

その際に、私どもも県の文化振興協会とかそういうところにも話はしておりますので、ぜひそういういろんな地域の、例えば伝統芸能をやっている保存会の皆さんとか、市町村の文化協会とか、そういうところにもいろんな意見を聞きながらやっていただきたいということで、紹介はしようと考えております。

○山内委員 スポーツの場合は、県の協会があつて市の協会が全部入っている形なんですけれども、文化の場合は、県の協会の中に市町村の協会が入っていない現状がありますよね。だから県で言っても市町村まで行かない可能性があると思うので、そこら辺をしっかりと各市町村のそれぞれの文化協会に行く仕組みとか、そういったのはほかにも何か手段として持っていらっしゃるのでしょうか。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 あまねくいろんな団体の方に、やはりまず、こういう文化プログラムがあるということを知っていただくことが非常に重要です。県の総合政策部のみやざき文化振興課、教育委員会の文化財課という組織もありますので、ほかの部とも連携しながら、きちんと下まで下りるような形で紹介を図っていきたいと考えております。

○武田委員 運営ボランティアとか手話とか要約筆記ボランティアの方ですけれども、これは全体でどれくらい必要なのかというのと、あと、これは県が募集するのか、市町村はまた別に募集されるのか、あと高校生とか中学生とかもそのボランティアに組み込まれるような形になっているか教えてください。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 この運営ボランティアというのは、開・閉会式とか、総合案内、そして障害者スポーツ大会の競技会等で活動していただきます。手話、要約筆記ボランティアは、基本的には障害者スポーツ大会とかであります。

あと、それ以外にも、委員が言われたとおり、各競技会ごとに競技の運営を手伝う高校生とか、そういう様々な人たちに関わっていただくということになります。

それで、運営ボランティアについては県で全部やります。そして、市町村の競技の運営については、基本的には市町村のほうで募っていただくという形で今考えているところです。

ここに載っている手話、要約筆記ボランティアについては県で募集をかけるという形にしております。

○武田委員 分かりました。これは、県が段取りするところのボランティアということですね。

それともう一つ、令和8年の国スポリハーサル大会なんです、全市町村で大会を行う場所

で全て行われるのか。リハーサルの際の予算がないという話も聞いたりしたので、うちではリハーサルは無理というところがないのかどうか教えてください。

○橋倉競技・式典課長 ただいま御質問のありましたリハーサル大会でございますけれども、正式競技と特別競技につきましては38競技中、リハーサル大会、競技レベルで行われるのは36競技ということで、2競技が今のところ実施しないということになっております。

その2つにつきましては、宮崎市で行われるゴルフ競技、それから日南市で行われる高等学校野球がリハーサルを行わないということになっております。

その理由といたしましては、ゴルフ競技につきましては、既に全国規模の大会を幾度もやっておりますので、経験が豊富であるということ、それから高等学校野球につきましては、予選に該当するものがないということになっておりまして、行わないということになっております。

種目別になりますと、4つほどございまして、宮崎市のラグビーフットボール競技7人制、それから串間市の弓道、遠的でございます。それから、日南市のバレーボール競技6人制、そして、門川町のソフトボール競技青年男子ということになっておりますが、こちらのほうにつきましては、委員から御指摘がありましたとおり、仮設の施設を造るに当たって経費が過大になったりとか、あるいは複数の市町村で行われますことから、そちらのほうで担保といいますか、運営の競技の担保ができるということで、そういった理由で今のところ行わないということになっております。

○武田委員 競技団体と話をする、やはりリハーサルがないとなかなか厳しいというところがあって、私は昨年度まで相撲連盟の会長をし

ていたのですが、五ヶ瀬町の相撲競技は、リハーサルは五ヶ瀬町でできないので、延岡市かどこかですという話か、宮崎市のひなた宮崎総合運動公園の武道館ですという話だったのではないかなと思うんですが、そこあたりはどうでしたか。

○橋倉競技・式典課長 御指摘のとおりでありまして、相撲競技につきましては、本大会につきましては五ヶ瀬町で行われますが、やはり会場の関係でリハーサルができないということで、宮崎市のひなた宮崎総合運動公園のひなた武道館のほうで行われます。

ただ、こちらのほうにつきましても、運営競技については五ヶ瀬町が関与するというので、そういった運営のノウハウ等につきましてはしっかりと行えるように、連携して図っていきたいと考えているところでございます。

○武田委員 競技団体等も、その場所ですのと違う場所で、普段やっているところとまた新しいところと違うので、そこらあたりしっかりとサポートしていただいて、宮崎大会はよかったと言われるように、よろしくお願いします。

○松本委員 今年度の配宿の計画のお話を聞いたときに、第2次仮配宿計画というお話があったんですけども、ここでもう確定してきて、この後にはそういった配宿とかいうのは見られないようでしたが、ここでもう決まってくるというような考えで進むんでしょうか。

○財部施設調整課長 配宿計画につきましては、令和4年度に宿泊施設基礎調査というものを実施しまして、各宿泊施設のアンケートですとか、市町村に対してのアンケートですとか、そういったことを踏まえまして、令和5年度に1回、第1次仮配宿を行っております。

その後、昨年度ですけれども、競技の日程が決まりましたので、その決まった競技日程を踏

まえて、今年度、第2次仮配宿を行います。

また、今年度は、第2次仮配宿を行うに当たりましては、改めて宿泊施設の部屋数がどれぐらい提供可能なのかといったような調査もしまして、第2次仮配宿を行うということでございます。

そして、来年度、各都道府県のほうに何人参加者がいるかという調査をいたします。これで正確な参加者数がはっきりいたしますので、それを基に第3次の仮配宿を行うということでございます。

○松本委員 選手とか関係者のほうはここで十分配宿可能だと思いましたが、それ以外の方たちもお見えになったときに、なかなか本県で宿泊を考えると厳しいと心配するところがありましたので、そのあたり何かお考えのところをお聞かせください。

○財部施設調整課長 選手、監督また関係者以外の宿泊ということに関しましては、当然応援される方々も来られると思います。せっかくでするので、県内に泊まっていただけるのが一番だと我々も考えておりまして、商工観光労働部とはその辺の情報も交換しておりまして、連携しながらできるだけ県内に泊まっていただけるようにしていただきたいということは伝えておりますので、対応していきたいと思います。

○佐藤委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもちまして宮崎国スポ・障スポ局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時0分休憩

午後2時2分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日19日木曜日に行いたいと思います。開会時刻は午後1時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後2時3分散会

令和7年6月19日(木曜日)

午後1時3分再開

出席委員(8人)

委 員 長	佐 藤 雅 洋
副 委 員 長	齊 藤 了 介
委 員	外 山 衛
委 員	後 藤 哲 朗
委 員	武 田 浩 一
委 員	山 内 い っ と く
委 員	今 村 光 雄
委 員	松 本 哲 也

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	岩 下 恵 美
政 策 調 査 課 主 査	藤 原 諒 也

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に賛否も含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後1時3分休憩

午後1時3分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

一括採決とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは一括して採決いたします。

議案第1号、議案第2号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第13号及び議案第15号につきましては、原案のとおり、可決するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第2号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第13号及び議案第15号につきましては、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第16号についてであります。この請願の取り扱いも含め、御意見をお願いします。

暫時休憩します。

午後1時4分休憩

午後1時6分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

請願第16号については、採決との意見がございますので、お諮りいたします。

暫時休憩します。

午後1時6分休憩

午後1時7分再開

○佐藤委員長 再開いたします。

この際、請願を採決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、請願第16号の賛否をお諮りいたします。請願第16号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 挙手少数。よって、請願第16号は不採択とすることに決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんか。

暫時休憩をいたします。

午後1時8分休憩

午後1時9分再開

○佐藤委員長　それでは、委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長　それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りをいたします。総合政策及び行財政対策に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長　御異議ありませんので、この旨、議長に申出ることといたします。

次に、7月16日水曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩します。

午後1時10分休憩

午後1時12分再開

○佐藤委員長　委員会を再開いたします。

それでは、7月16日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長　それでは、そのようにいたします。

次に、10月21日火曜日から10月23日木曜日に予定されております県外調査につきまして、御

意見、御要望等を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時12分休憩

午後1時13分再開

○佐藤委員長　委員会を再開いたします。

それでは県外調査につきましては、7月16日の閉会中の委員会で、改めて皆様の御意見をお伺いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長　それでは最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長　何もないようでありますので、以上をもちまして、委員会を閉会いたします。

午後1時14分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 佐 藤 雅 洋

